

消費者トラブルから高齢者を守る

偽セキュリティソフト
トラブル

警告表示で、セキュリティソフトを購入させる ネット広告に注意！！



事例

パソコンでインターネットを利用していたところ、突然セキュリティにかかる警告画面（ウイルス感染、エラー等）の表示が出て、さらに対策ソフトを即時購入するように勧める広告が出たので、すぐにクリックして申し込み、カード決済した。

その後、購入したソフトに関するインターネット上の書き込みを見ると悪質サイトという記載があったため解約しようと思い、説明書をよく読むと、契約は自動更新で毎年年会費がかかり、カードから自動で引き落としされることがわかった。どうしたらよいか。

⇒＜対処＞消費生活センターによる助言等により、本人が解約・返金の手続きのため、ソフトの販売会社やクレジットカード会社へ相談、交渉を行った結果、後日返金が確認された。

アドバイス

- ・パソコンに表示されるセキュリティにかかる警告画面は、信頼できる表示とは限りません。
- ・ウソの警告で不安をあおり、「偽セキュリティソフト」を購入させて代金を支払わせたりする手口が多くなっています。
- ・何かの表示が出て、警告を安易に信用せず、「無料」の表示があってもすぐにクリックしないようにしましょう。
- ・普段から信用できるセキュリティソフトを導入し、OSやアプリケーションソフトは、常に最新の状態にしておきましょう。

トラブルにあわないために！

◎見慣れない表示が出てあわててクリックせず、信頼できるものかどうか見極めて！

◎疑問、不安に思ったら、

消費生活センターに相談しましょう



わからな
いことは、
センターに
聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)